25-05 ごみ・し尿処理事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
- (1) 一般廃棄物処理業者の委託
- (2) し尿処理対象地区・収集体制・収集方法等
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
- (1)ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等 収集体制は現行を引き継ぐが、委託化の方向で効率的な体制を検討。 また、新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみ の減量化・資源化への取組みと合わせ調整。
- (2) ごみ資源化(啓発、排出抑制) 収集は現行を引き継ぐが、品目の統一及び収集回数は統合を図る。
- (3) ごみの分別収集推進 合併時までに分別収集区分を調整。
- (4) 浄化槽汚泥の収集及び処分 許可業者と浄化槽所有者の契約方式に統合を図る。
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
- (1)廃棄物の減量及び処理に関する条例
- (2)釧路市資源リサイクルセンター